

1. 新型コロナ対策について

- 無利子・無担保融資の実行や、返済猶予等の条件変更にも柔軟に対応していただいております、引き続き、事業者に寄り添って、プロパー融資なども含め様々なメニューを組み合わせ、きめ細かく資金繰りを支援していただきたい。
- コロナ禍が長引いた場合には、資金繰りだけでは収まらない課題に直面する事業者も出てくると思う。そうしたお客様への経営改善や事業再生支援の取組みが大切になる。
- 事業者へのサポートを行っていく上で、やはりもう少し資本の厚みがあった方がしっかりとサポートできる、という場合には、先般の通常国会で成立した改正金融機能強化法の活用も1つの有力な選択肢と考えている。
- 支援協議会や保証協会、税理士など地域の関係者の方々の連携、さらにはREVICや中小基盤整備機構が出資するファンド、公庫などの政府系金融機関が提供する資本金劣後ローンもメニューとして活用いただき、実態に応じた解決策をタイミングよく提供していただきたい。
- 金融庁としても、財務局と一体となって、また関係省庁と緊密に連携しながら、地域の関係者と対話を行って、各地域における事業者支援の環境について、実態を丁寧に把握していきたい。
- また、こうした地域の支援環境に係る実態把握を行いつつ、各地域金融機関における事業者支援の実態についても、引き続き、「特別ヒアリング」等を通じて確認していく。特に、コロナ禍の影響が継続する中で、これまでの資金繰り支援の状況に加えて、事業者の状況、特に本業・事業再生支援ニーズをどの程度把握し、状況に応じ、こうした支援を適時・実効的に行う態勢が構築されているか、確認していく。
- なお、事業者への資金繰り支援については、「実質無利子・無担保」の制度融資も活用して対応を進めて頂いているが、同制度については、各都道府県等の要綱等で、売上高の減少要件を充足する、つなぎ融資以外の旧債振替を禁止するといったことが定められており、当然に、こうした規定に従い、

顧客ニーズに応じて適切に事務を遂行していただく必要がある。

- 特に、将来の備えも含めて制度融資を受けた顧客について、制度融資実行後、予備として滞留した資金を顧客が特段の意図なく金融商品等の購入に充てた場合、結果として制度融資の資金用途を逸脱してしまうこと等も考えられ、顧客への注意喚起も含めて、十分なフォローをお願いしたい。

2. 金融機関のモニタリング、対話について

- 事業者の経営改善・事業再生支援等に一層の役割を果たすためにも、金融機関自らが、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる収益性・健全性を維持していくことが重要。
- こうした観点から、特に課題が認められる金融機関とは、引き続き、「早期警戒制度」に基づく対話を進めていく。また、これに拘らず、それぞれの金融機関の抱える課題に応じて、「心理的安全性」の確保にも留意しながら、頭取の皆様をはじめとする各層の職員の方々や社外取締役等と、引き続き探究型で対話を行い、モニタリングを実施していきたい。
- 特に、経営トップとの対話に当たっては、本年3月に策定した「コア・イシュー（「地域金融機関の経営とガバナンスの向上の資する主要論点」）も活用しながら、今後のありたい姿や実情などについて率直にお考えを伺い、対話を行っていききたい。
- また、市場環境の変動についても、引き続きリアルタイムで注視していく必要があると考えている。本年3月半ばの急激な市場変動の際には、経営体力に比して、有価証券の評価損が拡大する先も見られた。こうした先を中心に、市場リスク管理態勢の向上や市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築に向けた対話を行っていく。
- 信用リスクについては、コロナ禍の影響や将来的な見通しも含めて事業者の正確な実態把握にもとづく金融機関の判断を尊重することとしている。その方針の下で、影響の大きい業種や大口先を中心とした融資や引当等に関する取組みについて、工夫事例の把握に努める。なお、検査マニュアルの廃止を踏まえ、融資や引当等の実務において困っていることがあれば、相談

いただきたい。

- モニタリングや対話については、財務局長と金融庁幹部だけでなく、現場レベルに至るまで、電話会議やテレビ会議等のツールも活用しつつ、日頃よりコミュニケーションを図っているところであり、こうした点もご理解を賜れば幸いである。

3. 包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討について

- 行政方針にも記載があるが、担保法制の見直しの議論について、簡単にご説明したい。今般のコロナ禍では、事業性評価や伴走型支援といった金融機関の平時からの取組みが、危機に際しての事業者の事業の継続等に当たって重要であることが、改めて認識されたものと考えている。
- こうした、借り手の価値ある事業の継続を支えられるような金融実務の発展を促す観点からは、現在の担保法制が障害となっている可能性があると考えている。例えば、
 - ・ 担保権は借り手の個別資産に設定されるものとされていることから、有形資産に乏しい事業者は、事業に将来性があっても、経営者保証の負担を負わざるを得ない場合があること
 - ・ また、債権者にとっても、担保権が実行されれば事業が解体されてしまうことから、信用リスクが顕在化する局面等において、事業の継続価値よりも個別資産の清算価値に関心が向きがちになるといった課題があると考えている。
- こうした課題を踏まえて、金融庁として、今後、実務家・有識者との研究会を立ち上げ、海外の実務も踏まえつつ、事業を包括的に把握し支える担保権等の実務上の可能性を模索していく。既に法務省において、担保法制の見直しに向けた議論が始まっており、こうした動きも見据えながら、金融庁としても、時機を得て議論に貢献していく。金融機関の皆様からも、実務の発展に向け、是非とも忌憚のないご意見・ご提案をいただきたい。

4. 日英 EPA における金融サービス等の分野の概要

- 我が国通商交渉において、9月11日に日英 EPA の大筋合意に至った。
- 日英 EPA は、発効済みの日 EU・EPA をベースに交渉を行った。主な相違点としては、まず、従来含まれていなかったデータ・ローライゼーション関連の項目として、金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の域内設置要求を禁止する規定を新規に追加した。これは、従前からグローバルに事業展開する日系金融機関からの要望に応えるものである。
- 次に、英国も EU と同様、(日本を含む) 第三国規制に対する同等性評価・決定の枠組みを維持するとしているところ、本 EPA の金融規制協力附属書において、当該枠組みがより柔軟に運用されるよう修正した。
- 金融庁としては、これらの見直しにより、金融サービス分野における相互進出が一層促進され、両国民がより質の高い金融サービスを利用できることを期待している。

5. LIBOR の恒久的な公表停止に係る日本円金利指標におけるロードマップ

- 英国当局は 2021 年末という LIBOR 移行期限に変更はないと表明。
 - 新型コロナウイルスの影響で、各国における移行作業には一定の影響有り。
- 日本円金利指標に関する検討委員会が、「2021 年末」という時限を意識した「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画」を公表。
- LIBOR からの移行の進捗状況を確認するため、本年 12 月末時点を基準日とした第 2 回 LIBOR 利用状況調査を、年明けに実施予定。取組みの進捗に遅れが見られる金融機関には、更に詳細な報告を求めていく考え。
- 6 月 1 日に、金融庁と日本銀行が合同で、主要な金融機関の経営トップに対して Dear CEO レターを発出。レターに記載した内容も参考にしつつ、対応をより一層進めて欲しい。
- 事業者への説明を早期かつ丁寧に行うことも重要。

6. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の更なる延期

- 今般、FATF が、本年 10 月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、2021 年 2 月の全体会合で行う旨公表。
- FATF 相互審査については継続して行われているところ、各金融機関におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。
- いずれにせよ、金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかりと対応してまいりたい。

7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る顧客対応

- 現在、多くの金融機関におかれては、継続的顧客管理の開始に当たり、顧客情報の更新を行っていただいているところと承知している。しかしながら、一部においてその趣旨、必要性が十分に伝わっていないことなどから、金融庁にも金融機関の対応を問題視する声が届いているところ。
- 金融庁としても、国民に対する啓発を続けていきたいと考えているが、金融機関の皆様にも、顧客への依頼に当たっては、丁寧な対応を行い、「なぜ顧客情報の更新が必要か」という点についてしっかりとした説明を行うよう取り組んでいただきたく、金融庁よりその旨要請文を発出する予定。
- 各金融機関におかれては、要請文の内容を踏まえた対応をお願いしたい。

8. スマホ決済等のサービスを利用した不正出金防止に向けた対応について

- NTT ドコモの電子マネー決済サービスである「ドコモ口座」のほか、他の複数の資金移動業者の決済サービスにおいて、足許で、
 - ・ 悪意のある第三者が、不正に入手した預金者の口座情報等をもとに当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した

上で、

- ・ 銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージすることで不正な出金を行う

事象が、複数発生している。

- 全国銀行協会においても、14日、『資金移動業者の決済サービス等での不正出金に関する注意方依頼』を発出しているが、当庁としても一昨日（15日）、預金取扱金融機関に対して、以下を要請させていただいた。
 - ・ 資金移動業者等との間で口座振替契約（チャージ契約）を締結している預金取扱金融機関においては、資金移動業者等における取引時確認の内容を踏まえ、資金移動業者等のアカウントと銀行口座を連携して口座振替を行うプロセスに脆弱性がないか、確認すること
 - ・ 上記確認により問題や脆弱性が見出だされた場合には、資金移動業者等のアカウントとの連携時における認証手続の強化（多要素認証の導入など）を含むセキュリティの強化、資金移動業者等における取引時確認の状況を確認するなどの堅牢な手続きの導入を検討すること
 - ・ また、その導入までの間、足許において被害を生じさせない態勢を整備する観点から、新規連携や資金移動業者等のアカウントへの資金のチャージを一時停止すること
 - ・ 本事案に関して、被害を心配される利用者から相談を受けた場合には、被害の有無に関わらず、利用者の不安を解消するべく、真摯な姿勢で迅速かつ丁寧に対応すること
- 今回のような顧客被害が発生した場合には、①利用者の保護・被害の回復、②被害の拡大防止、③真因分析及び再発防止の策定が重要であると考えている。
- ③真因分析及び再発防止策は今後行っていただく必要があるが、これまでに確認されているところでは、不正出金被害が発生した銀行に共通する特徴は、資金移動業者のアカウントと銀行口座を連携し、口座振替（チャージ）を行う際、氏名、口座番号、キャッシュカードの暗証番号、生年月日と

いった情報のみで連携可能であるなど、ワンタイムパスワード等の多要素認証を堅牢な形で導入していなかった点であると認識しており、こうした点を踏まえて、②被害の拡大防止の観点から、「堅牢な手続きの導入」までの間、「新規連携や資金のチャージを一時停止すること」等を要請させていただいた。

- 本件は、被害が発生している銀行以外の銀行も含め、改めてセキュリティ対策の強化とリスク特性に応じたサード・パーティー・リスク・マネジメントの重要性を示唆している。新たな形態の金融サービスが出現する中で、金融機関のセキュリティの確保はますます重要となってきている。
- 各行においては、資金移動業者に限らず、自らの預金口座と連携する他の事業者の決済サービスであって、振替プロセスに脆弱性が認められる場合には、「堅牢な手続きの導入」までの間、「新規連携や資金のチャージを一時停止すること」等の対応を行っていただきたい。
- また、①顧客への補償については、これまでのところ、各行・資金移動業者において連携して全額補償する方針であると承知しているが、引き続き、被害の発生した金融機関においては、迅速かつ真摯な顧客対応に努めていただきたい。

9. 台風10号について

- 先日の台風10号により、九州地域を中心に被害が生じていることも踏まえ、地域の実情に応じた支援対応をお願いしたい。

10. 新たな電子申請・届出システムの開発について

- 先般、規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な

実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。

- 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む恒久的な制度的対応の準備が整うまでの緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、原則 e メールでの受付も可能とすることや、押印の無い申請・届出等についても有効とすること等を定めた通知文を7月17日に発出したところ。
- 更に、こうした緊急的な対応措置に加え、恒久的な制度的対応として、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中に新たな電子申請・届出システムの開発を行うとともに、令和3年度中に運用を開始する予定である。
- この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必要としない ID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関の利便性等を重視したものとする予定である。また、現行の e-Gov ベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた不祥事件等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。今後、新システムの開発が進んでいく過程で各金融機関におかれては、ID・パスワード発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただきたい。

11. 金融サービス仲介業関係

- 本年6月に成立した「金融サービスの提供に関する法律」の施行に向けて、今後、政令・内閣府令や監督指針の策定、効率的な登録審査体制の確立等に取り組んでいく。
- また、金融庁としては、新協会が設立され実効的な自主規制が策定されることが重要であると考えている。自主規制団体については、FinTech 協会等が新協会の設立に向けた活動を行う旨をウェブサイト上で表明済みであり、金融庁としても、こうした動きを注視していく。

- 貴協会の会員各行にとっては、新たに創設される金融サービス仲介業は、新たな顧客接点となり得るものであることから、こうした新制度も活用しつつ、個々の利用者のニーズにより即した金融サービスの提供に繋げていただきたい。

(以 上)